

福祉関係国家資格にかかる指定制度等に関する論点(案)

1. 指定制度の在り方について

整理合理化委員会報告書の指摘

- 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。
- 指定根拠法令を存置する場合には、その指定選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を策定する。

考えられる論点

- 指定制度を廃止すべきか
 - ・ 国において実施することにどのような問題があるか。
- 競争参入についてどのように考えるか
 - ・ 現状では、問題作成のノウハウの蓄積や、約20万人の受験者の受験資格審査や不正行為の対処等を滞りなく実施していくため、単一の法人が事業を実施している。
- 試験センターを指定法人とする妥当性、留意点

2. 指定業務の効率的な実施について

整理合理化委員会報告書の指摘

- 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

考えられる論点

- 管理費や人件費等、法人運営全般の効率化について
- 試験事業、登録事業にかかる事務費について
 - ・ 試験事業・登録事業については、受験者の受験手数料や、登録者の登録手数料から賄われている。
 - ・ 試験事業の主な経費は試験会場の借り上げ経費、委託費等。
- 試験事業に係る委託事業について
 - ・ 試験事業については、委託にかかる経費が近年増加。
 - ・ 随意契約を廃止し、一般競争入札（総合評価落札方式）の導入の検討。
- 積立金の活用と手数料の設定について
 - 手数料引き下げに賛同する意見がある一方で、
 - ・ 積立金の取崩しに際しては、数年間に平準化して、できるだけ多くの受験者が恩恵を被れる様な運用を考えるべき。
 - ・ 過去何年間にもわたって受験生たちが負担してきた受験料が、数年間分の受験者たちだけで消費されてしまい、公平性の観点から疑問が生じるなど様々な意見がある。

3. 受験者、登録者の利便性の向上について

整理合理化委員会報告書の指摘(2. の再掲)

- 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

考えられる論点

- **試験地の拡大について**
 - ・ 受験者の利便性を考慮し、試験日に前泊を余儀なくされている受験者などの利便性への配慮。
 - ・ 受験者数、資格取得方法の見直しによる影響を勘案することが必要。
- **登録者現況調査、就労状況調査の実施について**
 - ・ 平成22年6月の厚生労働大臣指示により、登録手数料から積み立てた「登録事業安定積立資産」を活用し、実施することとしている。
 - ・ 登録事業として実施する必要性があると考えて良いか。
- **その他**
 - ・ 情報開示の観点から、受験者への得点开示の実施の検討
 - ・ 登録証発行のさらなる迅速化。